

オピニオン

6月1日に改正消防法が施行された。今回の改正では防災管理を要する災害として「地震」が位置付けられ、高層ビルなどでの事務機器類の転倒防止を含む消防計画作成が義務化された。阪神大震災でも転倒した家具で圧死した人が多数出たように、固定化措置は人命を守るうえで極めて重要な。耐震粘着マットの開発、販売を目的にプロセブンを立ち上げてはや10年。一貫して主張してきたことが法制化され意を強くしている。事実、施行前から事務機メーカー、宿泊施設などからの問い合わせが殺到した。

法改正で義務化

今回の改正で対象になるのは、11階以上で1万平方

主張

11階以上の高層建築物、5階から10階で2万平方メートル以上の建物、さらに地下街も含まれている。そして防災管理者の設置や消防計画の作成なども盛り込まれた。ただしマンションは対象外となった。いずれにせよこの基準ならば相当数の建築物が何らかの施策を講じざるを得ないだろう。

プロセブン社長

小玉 誠三

地震対策の定着目指せ



当然の話だが地震は予知できないので、早めに手を打つしかない。実際に阪神大震災ではかなりの重量があるはずの事務機やテレビ、冷蔵庫などが室内を飛びまわった。それで被害にあった人も多い。また火を使う調理器具を抱える宿泊施設なども真剣にこの問題を考えてくれている。

プロセブンの商品は粘着マットで対象物を固定する方式で、震度7の地震に耐えることが証明されている。また創業して日は浅いが、各省庁への入札資格を持ち、大手の自動車や電機メーカーにも採用されている。ビスを打ったりアンカーで固定するなど、面倒な工事が不要な点も評価され

転倒防止の重要性認識を

求められる支援策

義務化はわれわれにとっ

事ではないか。

また、義務化に乗じて、悪徳商法や粗悪な商品がはびこることも懸念される。食品偽装の問題をみても、この類の問題は後を絶たない。かけがえのない人命にかかわる問題だけに、厳しく対処してもらいたい。さらに今回は対象外となった高層マンションへの対応にも手を打ってほしい。

私は地震体験設備を備えたキャラバンカーを保有している。全国津々浦々をまわって啓発活動を行いたい。が、なかなか地方には資金がないのも事実。義務化するからには、何らかの形で補助金などの支援策を講じ、認識を高めることが大

立品82歳、大阪府出身。1966年、大阪府立品川高等学校卒業。1975年、大阪府立品川高等学校教員。1983年、大阪府立品川高等学校校長。1988年、大阪府立品川高等学校校長。1994年、大阪府立品川高等学校校長。2000年、大阪府立品川高等学校校長。2009年、大阪府立品川高等学校校長。